○道路法等の一 部を改正する法律(平成二十五年六月五日法律第三十号)

第一 第百四条の改正規定並びに第三条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 び第五項の改正規定、同法第七十二条の次に一条を加える改正規定並びに同法第九十一条第二項、第百一条第五号、第百二条第三号、第百三条及び法第四十七条の四とする改正規定、同法第四十七条の二の次に一条を同法第四十七条の四とする改正規定、同法第四十七条の九までを一条ずつ繰り下げる改正規定、同法第三十四条第四十七条の五を同法第四十七条の六とす「第二十八条」を「第二十八条の二」に改める部分を除く。)、同法第四十七条の二の改正規定、同法第四十七条の五を同法第四十七条の六とす「第二十八条」を「第二十八条の二」に改める部分を除く。)、同法第四十七条の二の改正規定、同法第四十七条の五を同法第四十七条の六とす「第二十八条」を「第二十八条の二」に改める部分を除く。)、同法第四十七条の二の改正規定、同法第四十七条の五を同法第四十七条の六とす、回法第四十七条の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中道路法目次の改正規定(施行期日)